

工事請負契約書第24条第5項の規定
(単品スライド条項)の運用について

新宿区が発注し、契約する工事においては、工事請負契約書第24条第5項にて単品スライド条項を設け、下記のとおり適用しています。

請求にあたっては、下記をご確認の上、工事主管課と十分な協議をお願いいたします。

記

1 工事請負契約書第24条第5項の規定(単品スライド条項)の適用について

(1) 対象資材

- ① 鋼材類及び燃料油
- ② ①以外で、「主要な工事材料」として当該工事に主に使用される材料

(2) 適用対象工事

契約書に単品スライド条項が規定されている工事で、かつ当該請求の時に残工期(一部しゅん功に係る工事部分の残工期を含む。)が2月以上ある工事

(3) 契約変更の条件

品目ごとの材料価格の変動額が、基準額(対象工事金額の1%)を超えた場合に契約変更を行う。

(4) 契約変更時期

工期(一部しゅん功にあつては、当該部分に係る工期)の末に行う。

(5) 運用の詳細

別紙のとおり。

2 請求方法

(1) 契約締結権者が各部・課長の場合

工期の2か月前までに、契約金額変更請求書(別紙にある第1号様式。以下、同じ。)を工事主管課あて提出してください。

(2) 契約締結権者が区長の場合

工期の2か月前までに、契約金額変更請求書を契約管財課契約係あて提出してください。

※いずれの場合であっても、事前に工事主管課との十分な協議をお願いいたします。

問い合わせ先

総務部契約管財課契約係 03-5273-4075 (直通)

【参考】 工事請負契約書第24条 (抜粋)

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。

7 第5項及び前項の場合において、契約金額の変更については、甲乙協議の上、定める。ただし、協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。